

○国立大学法人埼玉大学課外活動共用施設規則

〔平成16年4月1日〕
規則第73号

改正 平成20. 3. 1 19規則97 平成28. 3. 29 27規則80

(設置)

第1条 本学に課外活動共用施設（以下「共用施設」という。）を置く。

(目的等)

第2条 共用施設は、学生の課外活動環境の整備を目的とする。

2 共用施設は、共用室、団体連絡室、集会室、音楽練習室、和室、器具庫、女子更衣室及び暗室とする。

(総括)

第3条 統合キャリアセンター長は、共用施設の管理運営を総括する。

(使用者の範囲)

第4条 共用施設を使用できる者は公認団体とする。ただし、統合キャリアセンター長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 前項の公認団体とは、毎年5月末日までに別に定める「課外活動団体設立（継続）届」を統合キャリアセンター長に提出し、許可された本学の課外活動団体とする。

(使用日時)

第5条 年末年始（12月28日から1月3日）及びその他統合キャリアセンター長が定める日には使用しないものとする。

2 共用施設を使用できる時間は、9時から21時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、統合キャリアセンター長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用区分)

第6条 共用施設は、次のとおりに区分する。

長期使用施設（1年間）	一時使用施設（1週間以内）
共用室 器具庫 暗室 音楽練習室 和室	集会室

(使用手続)

第7条 共用施設の使用手続は、次に定めるとおりとする。

(1) 長期使用施設の使用を希望する者は、使用願（別記様式第1）を毎年5月末日までに統合キャリアセンター長に提出し、使用許可（別記様式第2）を受けなければならない。

(2) 一時使用施設の使用を希望する者は、別に定める受付方法に従い、統合キ

キャリアセンター長に申し出て、許可を受けなければならない。

(使用日時の特例)

第 8 条 第 5 条第 3 項の規定により使用を希望する者は、別に定める受付方法に従い、統合キャリアセンター長に申し出て、使用許可を受けなければならない。

(施設保全の義務等)

第 9 条 共用施設を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的以外の用途に使用しない。
- (2) 使用時間を守り、整理整頓、騒音防止及び施設設備等の保全に努め、火気の取扱いに注意すること。
- (3) その他統合キャリアセンター長が定める指示に従うこと。

2 使用者は、故意又は過失により財産を滅失又はき損したときは、統合キャリアセンター長の指示に従い、速やかに原状に復さなければならない。

(使用許可の取消等)

第 10 条 統合キャリアセンター長は、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し又は使用を中止させることができる。

- (1) 本学の都合により共用施設を使用するとき。
- (2) 本学の都合で用途を変更し又は移築、改築及び取壊しをするとき。
- (3) 団体の解散その他の事由により使用目的が消滅したとき。
- (4) 第 9 条第 1 項の各号に違反したとき。
- (5) その他統合キャリアセンター長が必要と認めたとき。

(雑則)

第 11 条 この規則の実施に関し必要な事項は、統合キャリアセンター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則97)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成28. 3. 29 27規則80)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1（第7条関係）

課外活動共用施設（長期使用施設）使用願

令和 年 月 日

統合キャリアセンター長 殿

団 体 名

学籍番号

使用責任者 氏 名 _____

顧問教員 氏 名 _____

課外活動共用施設規則を厳守の上、下記のとおり使用したいので許可願います。

記

使 用 室 名	
使 用 期 間	自 令和 年 月 日 () 至 令和 年 月 日 ()
使 用 目 的	
使 用 者	人
そ の 他	

別記様式第2（第7条関係）

課外活動共用施設（長期使用施設）使用許可書

令和 年 月 日

殿

統合キャリアセンター長

課外活動共用施設規則を厳守することを条件として、下記のとおり使用を許可する。

記

使用室名	
使用期間	自 令和 年 月 日（ ） 至 令和 年 月 日（ ）
使用目的	
使用者	人
その他	